

特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）
8	住民課	後期高齢	-		
			1-1. ② 事務の概要	<p>後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図り、国民保険の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的として創設された医療保険制度である。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律等関係法令及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①被保険者としての資格異動（年齢到達、転入、死亡、転出等）に該当する住民異動情報の管理 ②資格が異動した被保険者の情報管理 ③保険料及び医療費負担区分の異動に該当する被保険者及び世帯員の所得異動情報の管理 ④保険料異動情報の管理 ⑤保険料期割額情報の作成及び管理 ⑥特別徴収の開始・中止の依頼情報の送信及び結果情報の受信 ⑦簡易申告、基準収入額申請、障害認定申請、送付先変更届等の受理及び情報管理 ⑧被保険者証等の交付、納付書等の送付 ⑨保険料の納付情報の管理 ⑩保険料の還付情報の管理 ⑪その他各種給付関係申請等の受付及び広域連合への送付</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律、その他の後期高齢者医療に関する法律及び条例に基づき、後期高齢者医療保険料の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。</p> <p>1 後期高齢者医療被保険者資格の管理 2 納入通知書による後期高齢者医療保険料額の通知 3 後期高齢者医療保険料の納入状況の管理 4 後期高齢者医療保険に係る証明書の発行 5 後期高齢者医療広域連合への情報提供 また、公金口座情報を活用した還付を行う。</p>
			1-1. ③ システムの名称	<p>後期高齢者医療システム 福島県後期高齢者医療広域連合標準システム 統合宛名システム 中間サーバ・ソフトウェア</p>	<p>1 後期高齢者医療システム 2 収納消込システム 3 特別徴収管理システム 4 団体内統合宛名システム 5 中間サーバー 6 福島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム</p>
			1-3 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1項 別表第一59の項</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 番号法第9条第1項 別表の85の項</p>
			1-4. ② 法令上の根拠	<p>○番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）：第三欄（情報提供者）が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項） （別表第二における情報照会の根拠）：第一欄（情報照会者）が「後期高齢者医療広域連合」又は「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（80、81、82の項）</p> <p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報提供の根拠）：：第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条（情報照会の根拠）：第43条</p>	<p>番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 115の項 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 117、160の項</p>
			1-5. ② 所属長の役職名	課長	住民課長
			1-7 請求先	住民課	〒969-3593 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村総務課政策財務係 電話0241-27-8800
			1-8 連絡先	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村役場住民課	〒969-3593 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村住民課ほけん係 電話0241-27-8830
			II しきい値判断項目 1.対象人数及び 2.取扱者数	令和4年3月11日 時点	令和7年12月1日 時点
			IV-8 人手を介在させる作業 （人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か）		十分である

特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）
			IV-8 人手を介在させる作業 (判断の根拠)		<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守している。</p> <p>①住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。</p> <p>②申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会の際は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。</p> <p>また、後期高齢者医療事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 (判断の根拠)		対象となるシステムへのアクセス可能な職員は、生体認証及びパスワードの二要素認証によって限定しており、アクセス可能な職員を毎年度ごとに見直すことで、職員の異動等に対応した適切な管理を行っている。